最終更新日：2016年7月13日
住友不動産株式会社
代表取締役社長 仁島　浩順
問合せ先：03(3346)1017
証券コード：8830
http://www.sumitomo-rd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、健全な経営を実現するためには、社内各部門にまたがる様々な情報や問題意識の共有、内部経営監視機能の充実、ならびに、適切な情報開示による透明性の高い経営の確保が重要と考えており、それらを効率的に実現するため、コーポレートガバナンスに関する諸施策を講じております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則１－２－２】
招集通知は、法定期日より1週間以上前の早期発送に努めております。
招集通知の電子的公表については、招集通知の発送と同日に当社ホームページ、TDnetおよび株式会社ICJの提供する「プラットフォーム議案入力サービス」に掲載しております。
これは、インターネットを利用されない株主様における情報提供の公平性への配慮、ならびに、万が一招集通知発送前に開示した内容に誤謬、訂正の必要が生じた場合に、電子的に拡散した情報についての修正ないし取消の万全な方法が確保できないためであります。

【補充原則１－２－４】
電子行使を可能とするための環境づくりについては、当社の株主総会における議決権行使率が例年83%前後で推移しているため、現時点においては従来通りの運用を継続していくことを考えております。
なお、招集通知の英訳については、従来より当社のホームページ、TDnetおよび株式会社ICJの提供する「プラットフォーム議案入力サービス」に掲載しております。

【補充原則４－１１－３】
取締役会の実効性評価については、2016年度以降を目途として実施するべく検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４】
良好で継続的な取引関係を維持発展させることによる中長期的な収益の拡大を目的として株式を保有する方針としています。
主要な政策保有についてのリターンとリスクの検証については、役員および経営陣の出席する経営会議等の重要会議で定期的に実施しており、保有のねらいや合理性について説明しております。
また、議決権行使にあたっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえて、個別に議案に対する賛否を判断しております。

【原則１－７】
企業会計基準適用指針に定められた開示要件に基づき、毎年定期的に報告、確認を求めるとともに、その適否を取締役会が監視しております。

【原則３－１】
(1)経営理念等や、経営計画につきましては、当社ホームページおよび有価証券報告書に公表しております。
(2)本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。
(3)取締役報酬は、総額を前年度の連結経常利益の１%とする業績連動型報酬制度であり、取締役会にて各取締役への配分を決議しております。経営陣幹部の報酬は、業績への寄与や部下の数等に応じた責任の軽重等を勘案の上、決めております。
(4)取締役および監査役候補の指名については、高い経営的知識と客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れ、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えていることに加え、取締役の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないことを勘案の上、取締役会にて株主総会付議議案として決議し、株主総会において株主様にお諮りいたします。
(5)社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を記載しております。

【補充原則４－１－１】
次の事項は、取締役会の決議を経るものとしております。
(1)会社法および他の法令に規定された事項
(2)定款に規定された事項
(3)株主総会の決議により委任された事項
(4)その他経営上の重要な事項
次の事項は、取締役会に報告するものとしております。
(1)業務の執行状況、その他会社法および他の法令に規定された事項
(2)その他取締役会が必要と認めた事項

【原則４－９】
会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則４－１１－１】
取締役会全体として、会社経営に必要な知識、経験および能力を有し、迅速な意思決定ができるバランス、多様性および規模を確保する方針であります。

【補充原則４－１１－２】
定時株主総会の招集通知に重要な兼職等を記載しております。「株主総会招集ご通知」は、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

【補充原則４－１４－２】
社外取締役および監査役に対して、当社の属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略、組織等についての説明を定期的に実施しております。また、社外取締役および監査役を含む全役員に対して、その役割および責務を果たすために必要とする情報取得等の機会を提供しております。

【原則５－１】
株主および投資家の皆様とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ、決算説明会および個別ミーティング等を通じて、当社の企業経営や事業活動について説明に努めます。
また、株主様からの対話のご要望がある場合には、対話の目的、方法、保有株数、属性等に応じて、IR担当部門等が担当取締役等による統括のもと、適切に対応するという方針であります。
株主様との対話においては、インサイダー情報の取扱いに留意するとともに、必要に応じて対話内容を役員および経営陣の出席する経営会議等の重要会議にフィードバックいたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,626,000	5.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,202,000	5.50
株式会社三井住友銀行	11,990,199	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	10,650,000	2.24
株式会社大林組	7,527,589	1.58
清水建設株式会社	7,500,000	1.58
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	7,224,040	1.52
三井住友海上火災保険株式会社	6,740,000	1.42
STATE STREET BANK－WEST PENSION FUND CLIENTS－EXEMPT 505233	6,551,078	1.38
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	6,528,425	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社連結子会社の住友不動産販売株式会社は、東京証券取引所に株式を上場しております。
同社の経営につきましては、同社の取締役会を始めとする経営組織が決定し執行しておりますので、当社からの独立性は保たれておりますが、当社と同社とは、事業上も密接な関係にあるため、当社もしくは当社グループに重要な影響を与える事項につきましては、必要に応じて、同社と協議のうえ決定しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
米倉 弘昌	他の会社の出身者								△			
安部 正一	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米倉 弘昌	○	同氏は、住友化学株式会社の出身であり、同社と当社との間には若干の取引関係等がありますが、その規模、性質に照らして、株主および投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	他社で経営に携わった豊富な経験を有し、その人格、識見、経歴等から、社外取締役および独立役員として適任、適格であると判断して選任しております。
安部 正一	○	同氏は現在、株式会社住友倉庫の代表取締役会長であり、同社と当社との間には、不動産賃貸借等の取引関係があります。	他社で経営に携わった豊富な経験を有し、その人格、識見、経歴等から、社外取締役および独立役員として適任、適格であると判断して選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門より監査役および会計監査人への監査結果の報告や相互の意見交換を適宜行うこと等により、監査の充実および効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
出原　洋三	他の会社の出身者										△			
小野　孝昭	他の会社の出身者	△												

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
出原　洋三		同氏は、日本板硝子株式会社の出身であり、同社と当社との間には若干の取引関係等がありますが、その規模、性質に照らして、株主および投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	他社で経営に携わった豊富な経験を有し、その人格、識見、経歴等から、社外監査役として適任、適格であると判断して選任しております。
小野　孝昭		同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。	経営に携わった豊富な経験を有し、その人格、識見、経歴等から、社外監査役として適任、適格であると判断して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成16年６月29日開催の定時株主総会決議により、それまでの月額報酬、賞与および退職慰労金の三本立てとなっていた取締役報酬制度を包括して一本化した業績連動型報酬制度を導入し、取締役報酬の年間総額（７月から翌年６月まで）は、前連結会計年度の連結経常利益の1%と定められております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年３月期の取締役報酬の総額は1,369百万円となります。

上記の取締役の報酬額は、当期に全額が各取締役へ支給される訳ではなく、全体の５割前後が支給されます。それ以外は、取締役が退任したときの退職金、将来業績悪化による取締役報酬の減少補填、退任後に相談役や顧問等に就く者に支給する給与などへの備えとして、支払いを留保しております。この留保した部分については、支給時期および取締役ごとの受取り額が決められませんので、将来支給された時点または支給されることが確定した時点で、役員ごとの報酬等の算定の対象になります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成16年６月29日開催の定時株主総会決議により、それまでの月額報酬、賞与および退職慰労金の三本立てとなっていた取締役報酬制度を包括して一本化した業績連動型報酬制度を導入し、取締役報酬の年間総額（７月から翌年６月まで）は、前連結会計年度の連結経常利益の1%と定められております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、ガバナンス上、会社から独立して、業務執行担当者の影響を受けず客観的な意見を表明する役割を果たしており、他の取締役、監査役、内部監査部門および会計監査人と適宜意見交換を行うなど、相互に連携して監査の充実を図るとともに、内部統制に係る社内各部門に対し、適宜、助言、指導等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会
取締役会は、現在12名の取締役、うち２名が社外取締役で構成され、当社の重要事項に関する決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会、社内会議等あらゆる場面を通じて、社内の情報および問題意識等の共有化を図り、迅速かつ合理的な意思決定を行っております。
（2）監査役制度
監査役制度を採用しており、監査役会は、現在４名の監査役、うち２名を社外監査役の体制とし、経営監視機能強化を図っております。監査役は、取締役会その他の重要会議への出席等により、社内の重要課題を把握し、監査の充実を図っております。
（3）社外取締役
社外取締役の２名はいずれも、他社で経営に携わった豊富な経験を有し、人格、識見とも当社取締役として適任と判断して選任しております。当社は、社外取締役から業界の既成概念にとらわれない発想、並びにグローバルな視点に基づくアドバイスを受けることにより、さらなる経営効率の向上およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としております。
（4）社外監査役
社外監査役の２名はいずれも、他社で経営に携わった豊富な経験を有し、人格、識見とも当社監査役として適任と判断して選任しております。社

外監査役は、ガバナンス上、会社から独立して、業務執行担当者の影響を受けず客観的な意見を表明する役割を果たしており、他の監査役、内部監査部門、会計監査人と適宜意見交換を行うなど、相互に連携して監査の充実を図るとともに、内部統制に係る社内各部門に対し、適宜、助言、指導等を行っております。
(5)責任限定契約の内容
当社は、法令および定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役の全員との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

事業内容に精通した取締役に加え、昨年より社外取締役2名を選任し、より一層の経営効率の向上およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、社外監査役2名を含む監査役会において経営監視機能強化を図る体制を採用しており、十分に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年は、株主総会開催日の3週間前に発送いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英語版を作成しております。
その他	ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対し、半期に1度決算説明会を開催し、取締役社長および担当役員等が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、有価証券報告書およびアニュアルレポート（英文）等を掲載しております。（http://www.sumitomo-rd.co.jp/ir/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部IR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社の経営にあたっては、株主、顧客、取引先、従業員等の利害関係者の立場を十分に尊重することは勿論ですが、各事業において、良質な商品やサービスを提供することにより業績を向上させることが、各利害関係者の利益につながるものと考えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本方針
当社は、内部統制システムの構築が、当社および子会社（以下「当社グループ」という。）全体の企業価値向上およびその持続的発展のために経営上の重要な課題の一つであると考えている。以下に掲げる事項について、当社グループの取締役および使用人それぞれの役割と責任を明らかにした体制を構築するとともに、それらの運用および適切な見直しを通じて、当社グループの取締役および使用人の適切なガバナンス体制の構築に努める。

（1）当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社が子会社を含めて主催する「リスクマネジメント委員会」において、法令遵守の強化を図り、併せ当社総務部法務コンプライアンス課がコンプライアンスに関する啓発活動を行う。
また、当社総務部法務コンプライアンス課による子会社を含めた内部監査の実施および「内部通報制度」の設置により、不正、違法行為の発見、抑止を図る。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役会議事録、稟議書その他の文書（電磁的記録を含む）を作成し、「文書保存年限基準」および「情報管理規程」に基づき、各所管部門で保存、管理を行う。

（3）当社グループの損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制
当社グループにおける日常的な所管業務に付随するリスクの監視および対応は、それぞれ担当部門および各子会社が適宜行い、重要事項については、当社取締役会その他経営会議等の重要会議において、これを討議し、決定する。

（4）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役は、当社の経営計画に基づき、それぞれ担当部門および各子会社の業務を統括または指揮監督する。
また、当社グループの使用人は、取締役会および各部門長等の指揮監督のもと、それぞれ担当職務を効率的に遂行する。

（5）当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制および職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、各子会社から定期的に、業務執行状況、財務状況等、職務の執行に係る報告を受けるとともに、案件に応じ適宜、業務に関する相談をうけ指導を行うものとする。
また、必要に応じ、当社の監査役および当社総務部法務コンプライアンス課が各子会社の監査を行う。

（6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人およびその使用人の取締役からの独立性および当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役が当社総務部法務コンプライアンス課の職員に対し監査業務に必要な事項を要請した場合には、積極的にこれに協力するものとし、この場合、担当する職員は、要請を受けた事項に関しては、取締役および他の職員の指揮命令を受けないものとする。

（7）当社グループの取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をする場合、あるいは当社の監査役から報告を求められた場合には、必要な報告を迅速に行うものとし、報告者は、そのような報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
また、会計監査人および当社総務部法務コンプライアンス課から当社の監査役に対し、監査の状況について適宜報告を行うものとする。

（8）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払または償還等の請求をした場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が当該費用または債務の処理をするものとする。

（9）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役が当社グループの重要課題等を把握するとともに、必要に応じ意見を述べることができるように、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的努力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないものとしております。また、総務部を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を設け、警察等関連機関と連携して、反社会的勢力に関する情報の収集、管理および社内への周知、注意喚起等を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成19年５月17日開催の取締役会決議に基づき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、その後、同年６月28日開催の第74期定時株主総会、平成22年６月29日開催の第77期定時株主総会、平成25年６月27日開催の第80期定時株主総会および平成28年６月29日開催の第83期定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認を得て、継続または更新され、その有効期間は平成31年６月開催予定の第86期定時株主総会終結時までとなっております。
本方針の詳しい内容については、当社ホームページ（http://www.sumitomo-rd.co.jp/news/files/1605_0002/release_0512_2.pdf）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、適時適切な情報開示を行うことにより、健全かつ透明性の高い経営の確保を図ることが重要と考えております。
この基本的考え方のもと、当社では、社内各部門および子会社において、投資家の投資判断に影響を及ぼす可能性のある重要な事実が発生した場合、当該事項を所管する本社部署に迅速に報告がなされ、あわせて適切な情報管理措置がとられる体制としております。
重要事実の発生、報告を受けて、当該部署および総務部、財務部ほか関係部署にて、適時開示の要否等を協議し、開示が必要と判断された場合は、必要な社内手続きを経て、遅滞なく適時開示を行うこととしております。その後、開示資料を当社ホームページに掲載し、情報開示の徹底を図っております。

